

## 学校施設を利用される皆さんへ

鹿角市教育委員会  
教育総務課

学校施設の開放は、「学校運営に支障のない範囲」で行われるものであり、必ずしも希望通りの利用が可能になるとは限りません。

気象警報が発令されている等、災害発生の恐れがある場合や、避難所に利用される可能性がある等の場合は、利用許可を受けていても施設を利用できないことがあります。

子どもたちのためにも利用中の管理や利用後の後始末を十分していただきますようお願いいたします。

なお、次のことがらについてはよく守ってください。

もし、利用について、違反やマナーが守られていない等の場合は、今後の利用をお断りすることもありますので、ご注意ください。

## 記

- 1 利用時間を守り、許可された施設以外には立ち入らないでください。
- 2 自動車の乗り入れについては各学校の指示に従ってください。
- 3 利用者は、事故、火災、感染症の拡大等の防止に努めてください。
- 4 ゴミは利用者が各自、責任をもって持ち帰ってください。
- 5 学校敷地内は全面禁煙です。また、飲酒も禁止です。
- 6 体育館の履物は特に留意し、同一履物での出入りをしないでください。(体育館では、内履きを持参し使用してください。)
- 7 体育館の利用後は、施錠と火の気を再確認してください。
- 8 電気・水道を使用する場合は節約してください。
- 9 校舎壁・フェンス等に向けて投球やバッティングをしたり、体育館内で野球ボール等を使用したり、樹木、花壇、校具を破損することのないように注意してください。
- 10 建物に付属の暖房設備は使用できません。
- 11 暖房器具の持ち込みはできませんので、学校に備え付けのものを使用し、灯油等を補充してください。
- 12 施設・設備の利用後は、必ず利用前の状態にし、清掃と整頓をしてください。
- 13 施設・設備・器具を破損・紛失した場合は、すみやかに学校と教育総務課に報告してください。なお、そのような場合は、弁償をお願いします。
- 14 活動により近隣の民家等を破損させたときは、ただちに学校と教育総務課に連絡し、利用者側で弁償してください。
- 15 利用者は、活動を実施するにあたっては、環境省・気象庁による熱中症警戒アラート等を活用して適切に判断し、活動中は、熱中症事故予防に十分配慮してください。
- 16 一般の方(小中学生以外)の利用は、1団体につき週1回までとなります。  
利用後はすみやかに鍵の返却をお願いします。